南部大阪都市計画地区計画の　決　定／~~変　更~~（松原市決定）

都市計画大阪中央環状線沿道地区地区計画を次のように　決　定／~~変　更~~　する。

１．地区計画の方針

名　称		大阪中央環状線沿道地区　地区計画
位　置		松原市別所２丁目、一津屋２丁目、西野々２丁目　地内
面　積		約２．２ha
区域の整備・開発および保全の方針	地区計画の目標	本地区は、松原市の北東部に位置し、主要地方道大阪中央環状線の沿道である。また、阪和自動車道松原インターチェンジにも近接し、交通利便性が高い地区である。 本地区計画では当地区の立地特性を踏まえ、建築物の規制・誘導により幹線道路沿道に相応しい土地利用を誘導することを目標とする。
	土地利用の方針	幹線道路沿道の立地特性を活かし、沿道サービス施設、流通業務施設、工場等の立地を図る。
	建築物等の整備の方針	①幹線道路沿道を活かした土地利用を誘導するため、建築物の用途の制限を行う。 ②建築物等の形態又は意匠は、地区全体の景観を損なわないように制限を行う。

２．地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １．図書館その他これに類するもの ２．診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。） ３．病院 ４．劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第 130 条の７の３で定めるもの ５．キャバレー、料理店その他これらに類するもの ６．学校（幼保連携型認定こども園を除く。）
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋根、外壁等の形態及び色彩は、景観に配慮するとともに、良好な周辺環境に調和し、落ち着いた形状・色合いのものとする。

地区計画区域及び地区整備計画区域は計画図表示のとおり

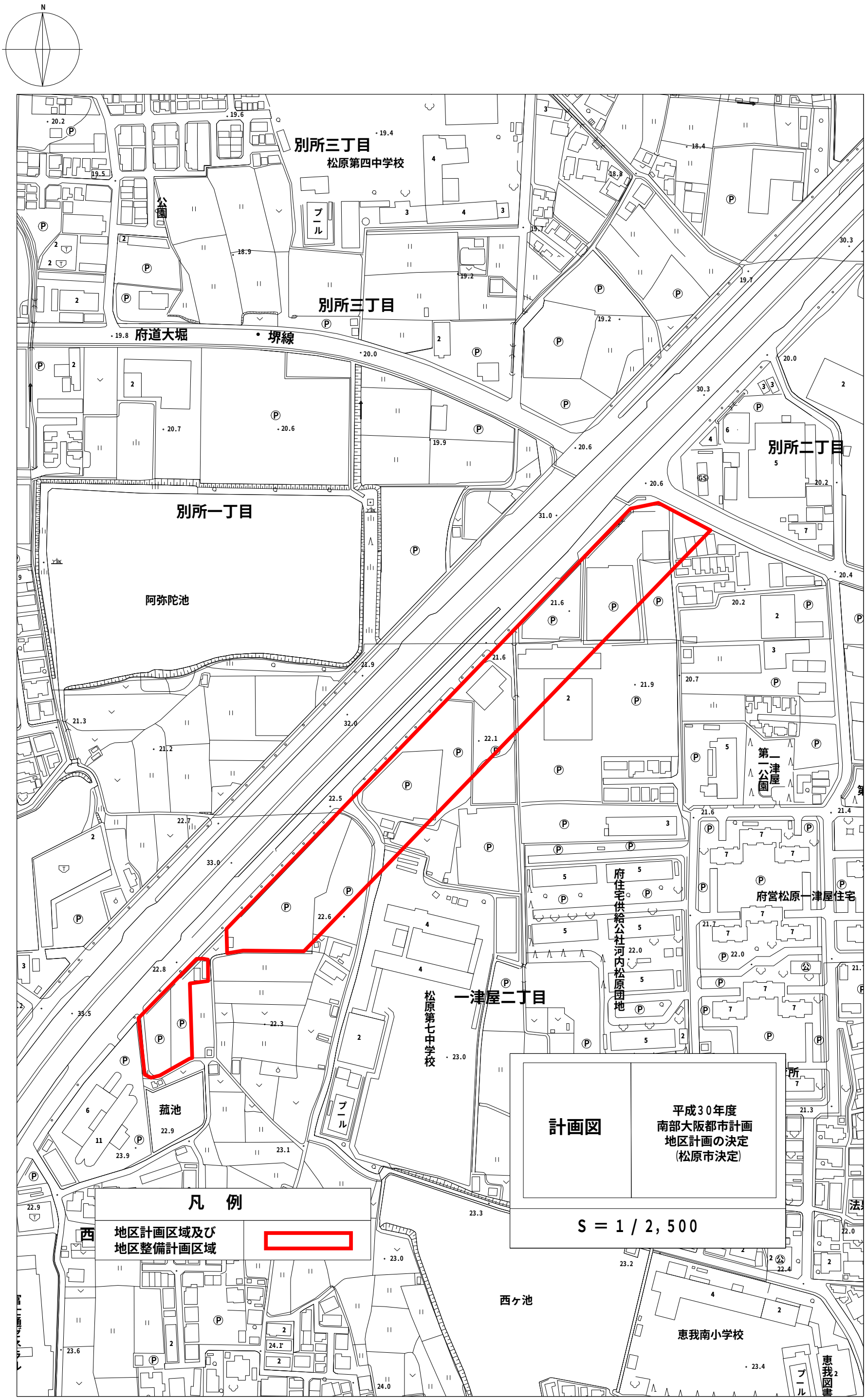
N
別所三丁目
松原第四中学校
公園
プール
別所三丁目
府道大堀
堺線
別所二丁目
別所一丁目
阿弥陀池
第一津屋公園
府住宅供給公社河内松原団地
府営松原一津屋住宅
一津屋二丁目
松原第七中学校
菰池
西ヶ池
恵我南小学校
恵我図書
計画図
平成30年度
南部大阪都市計画
地区計画の決定
(松原市決定)
S = 1 / 2,500
凡　例
地区計画区域及び
地区整備計画区域

1:2500